

沿岸広域振興局長告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月27日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371000084	社会福祉法人高寿会	高寿園指定訪問介護事業所	陸前高田市高田町字東和野 67番地	令和8年3月31日